

人 事 院 会 議 議 事 錄

会議日

令和7年10月9日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官

議題

人事院規則17-0（管理職員等の範囲）の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則17-0（管理職員等の範囲）の一部改正」について、総括審議官から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 17—0（管理職員等の範囲）の一部改正

令和7年10月9日
職員福祉局

国家公務員法は、管理職員等が、一般の職員とは労使関係において対立的立場に立ち得ることから、一般の職員と同一の職員団体を組織できない旨を定めており、同法の委任を受け、規則17—0別表において管理職員等を列挙している。

同表については、おおむね四半期ごとに、各府省における組織改正等を反映させるための改正を行ってきていた。今般は、令和7年5月31日から令和7年8月31日までの間に新設され、管理職員等と認められる官職を追加するなどの改正を行うこととした。

1 主な改正内容

審査した結果、規則17—0別表に掲げるべき管理職員等として、新設された21官職を新たに追加し、他方で、廃止された14官職を削除する必要がある。

主なものとしては、内閣府防災監や、デジタル庁総括審議官の設置が挙げられる。

(参考1) 管理職員等の人数の増減

	新たに該当する職員数	非該当となる職員数	(A-B)
規則改正をするもの	21	14	—
規則改正を要しないもの	113	158	—
計	134 (A)	172 (B)	▲38

(参考2) 定員に占める管理職員等の割合

	年度末定員 (A) 人	管理職員等 (B) 人	(B/A) %
令和7年 5月31日現在	241, 240	38, 354	15.9
令和7年 8月31日現在	241, 240	38, 316	15.9

2 公布日及び施行日

令和7年10月14日に公布し、同日から施行する。

以上

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）に基づき、人事院規則一七一〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年十月十四日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一七一〇一一五〇

人事院規則一七一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七一〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部内部部局の項中「官房長」を「防災監 官房長」に改める。

別表金融庁の部内部部局の項中「資産運用高度化室長」を削り、「課長補佐（総括）」を「資産運用調整

官 課長補佐（総括）」に改める。

別表デジタル庁の部デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織の項中「統括官」を「統括官 総括審議官」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「資産評価室長」を「資産評価室長 国際機関室長」に改め、「多国間経済室長」を削り、「地域放送推進室長 検査監理室長 貯金保険室長」を「配信サービス事業室長 貯金保険室長 信書便事業室長」に改め、「国際戦略局参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者」の下に「及び人事に関する事務を担当する者」を加え、「恩給管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者及び」を削る。

別表外務省の部内部部局の項中「国際報道官」を「要人往来支援総括官 欧州経済戦略官」に、「人事企画官 デジタル化推進室長」を「人事企画官」に、「経済安全保障政策室長」を「国連政策室長」に、「日米地位協定室長」を「日米地位協定室長 中東欧バルト室長」に、「資源安全保障室長 欧州連合経済室長」を「サービス貿易室長 資源安全保障室長」に改め、「サービス貿易室長」を削り、「邦人テロ対策室長」を「海外邦人安全支援室長」に改める。

別表財務省の部沖縄地区税關の項中「統括監視官」を「統括監視官 特別監視官」に改める。

別表国税庁の部国税局の項中「総括税務相談官」を「総括税務相談官 業務センター室長」に改め、同部沖縄国税事務所の項中「審理官」を「審理官 企画調整官」に、「総括税務相談官」を「総括税務相談官

業務センター室長」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「石綿対策室長」を「石綿対策室長 労働基準DX企画官」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「情報調査室長」を「情報保全室長 情報調査室長」に改め、「知的財産政策室長」の下に「、情報保全室長」を加える。

別表環境省の部内部部局の項中「保健業務室長」を「洋上風力環境調査室長 保健業務室長」に改め、「リサイクル推進室長」を削り、「放射性物質汚染廃棄物対策室長」を「放射性物質汚染廃棄物対策事業企画室長 放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室長」に改める。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「保障措置室長」を削る。

別表備考第一項中「令和七年五月三十一日」を「令和七年八月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 人事院規則一七一一〇一一五〇（人事院規則一七一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則）

新旧対照表（人事院規則一七一一〇 別表）

（傍線部分は改正部分）

		組織		職員						
				改正後		改正前				
内閣府	内閣府	内閣府審議官	防災監官房長	政策統括官	・	内閣府審議官	官房長	政策統括官	・	
総務省	内 部 部 局	内 部 部 局	国際室長 金融経済教育推進室長	損害保険少額	・	国際室長 資産運用高度化室長	金融経済教育推進室長	・	・	
内 部 部 局	内 部 部 局	短期保険監督室長 資産運用調整官	課長補佐（総括）	・	・	・ 損害保険 少額短期保険監督室長	課長補佐（総括）	・	・	
内 部 部 局	内 部 部 局	デジタル審議官 総括官	総括審議官 審議官	・	デジタル審議官 総括官	・	・ 損害保険 少額短期保険監督室長	課長補佐（総括）	・	
内 部 部 局	内 部 部 局	・ 準公営企業室長 資産評価室長	国際機関室長 研究推進室長	・	・ 準公営企業室長 資産評価室長	研究推進室長	・	・ 準公営企業室長 資産評価室長	・	
内 部 部 局	内 部 部 局	・ 宇宙通信調査室長 情報通信経済室長	・ 国際放送推進室長 配信サービス事業室長	・	・ 宇宙通信調査室長 多国間経済室長	・ 情報通信経済室長	・	・ 宇宙通信調査室長 多国間経済室長	・	
内 部 部 局	内 部 部 局	・ 国際放送推進室長 地域放送推進室長	・ 貯金保険室長 信書便	・	・ 國際放送推進室長 地域放送推進室長	・ 檢査監理室長 貯金保険室長	・	・ 國際放送推進室長 地域放送推進室長	・	
内 部 部 局	内 部 部 局	・ 計画室長 国際企画室長	・ 計画室長 計画室長	・	・ 計画室長 国際企画室長	・ 計画室長 計画室長	・	・ 計画室長 国際企画室長	・	
内 部 部 局	内 部 部 局	・ 調整課、行政課、公務員課、福利課、財政課、自治税務局企画課、企画課、国際戦略局国際戦略課、情報流通行政局総務課、情報通信政策課、総合通信基盤局総務課又は統計局総務課に所属する者に限る。) 参事官補佐 (国際戦略局参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者及び人事に関する事務を担当する者に限る。) 統計情報システム管理官補佐 (統計情報システム管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。) 統計企画管理官補佐 (人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。) 恩給管理官補佐 (恩給管	・ 放送推進室長 配信サービス事業室長	・ 貯金保険室長 信書便	・	・ 放送推進室長 配信サービス事業室長	・ 貯金保険室長 信書便	・	・ 放送推進室長 配信サービス事業室長	・ 貯金保険室長 信書便
内 部 部 局	内 部 部 局	・ 企画調整課、行政課、公務員課、福利課、財政課、自治税務局企画課、企画課、国際戦略局国際戦略課、情報流通行政局総務課、情報通信政策課、総合通信基盤局総務課又は統計局総務課に所属する者に限る。) 参事官補佐 (国際戦略局参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。) 統計情報システム管理官補佐 (統計情報システム管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。) 統計企画管理官補佐 (人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。) 恩給管理官補佐 (恩給管	・ 放送推進室長 配信サービス事業室長	・ 貯金保険室長 信書便	・	・ 放送推進室長 配信サービス事業室長	・ 貯金保険室長 信書便	・	・ 放送推進室長 配信サービス事業室長	・ 貯金保険室長 信書便

環境省	外務省	外務省 内 部 部 局	
内 部 部 局	財務省	財務省 冲縄地区税關	
経済産業省	国 税 庁	国 税 庁 沖縄国税事務所	
厚生労働省	内 部 部 局	内 部 部 局 沖縄国税事務所	
・・・環境影響審査室長 洋上風力環境調査室長 保健業務室長	・・・儀典総括官 要人往来支援総括官 歐州経済戦略官 国際保健戦略官 人事企画官（予算又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。） 人事企画官 福利厚生室長・・・宇宙地域調整官（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。） 日米地位協定室長 中東欧バルト室長 中央アジア・ヨーロッパ室長 カサス室長 官民連携推進室長 サービス貿易室長 資源安全保険室長 経済協力開発機構室長 開発協力企画室長・・・領事デジタル化推進室長 海外邦人安全支援室長 課長補佐（総括）・・・密輸対策企画室長 統括監視官 特別監視官 保税地域監督官・・・営繕監理官 総括税務相談官 業務センター室長 源泉所得税事務集中処理センター室長・・・統括国税徴収官 審理官 企画調整官 主任国税管理官（統括国税管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 総括税務相談官 業務センター室長 集中電話催告セントラル室長・・・労働条件確保改善対策室長・・・東アジア経済統合企画官 情報保全局長 情報調査室長・・・技術調査・流出対策室長・・・課長補佐（予算） 室長補佐（広報室長、化学物質安全室長、化学兵器・麻薬原料等規制対策室長、企業財務室長、情報保全局長、国際室長、大学連携推進室長、計量行政室長、地球環境対策室長、環境経済室長、環境金融室長、環境管理推進室長又はアルコール室長の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 参事官補佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）	者に限る。） 恩給管理官補佐（人事、組織又は予算に関する事務を担当する者に限る。） 専門官（人事又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。） 人事企画官 福利厚生室長・・・宇宙地域調整官（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。） 人事企画官 福利厚生室長・・・宇宙地域調整官（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。） 日米地位協定室長 中東欧バルト室長 中央アジア・ヨーロッパ室長 カサス室長 官民連携推進室長 サービス貿易室長 資源安全保険室長 経済協力開発機構室長 開発協力企画室長・・・領事デジタル化推進室長 海外邦人安全支援室長 課長補佐（総括）・・・密輸対策企画室長 統括監視官 特別監視官 保税地域監督官・・・営繕監理官 総括税務相談官 源泉所得税事務集中処理センター室長・・・統括国税徴収官 審理官 企画調整官 主任国税管理官（統括国税管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 総括税務相談官 集中電話催告セントラル室長・・・労働条件確保改善対策室長・・・東アジア経済統合企画官 情報保全局長 情報調査室長・・・技術調査・流出対策室長・・・課長補佐（予算） 室長補佐（広報室長、化学物質安全室長、化学兵器・麻薬原料等規制対策室長、企業財務室長、情報保全局長、国際室長、大学連携推進室長、計量行政室長、地球環境対策室長、環境経済室長、環境金融室長、環境管理推進室長又はアルコール室長の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 参事官補佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）	
・・・環境影響審査室長 保健業務室長 特殊疾病対策室長	理官の職務全般についてこれを直接補佐する者及び人事、組織又は予算に関する事務を担当する者に限る。） 専門官（人事又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。） 人事企画官 デジタル化推進室長 福利厚生室長・・・宇宙地域調整官（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。） 日米地位協定室長 中央アジア・ヨーロッパ室長 カサス室長 官民連携推進室長 サービス貿易室長 資源安全保険室長 経済協力開発機構室長 開発協力企画室長・・・領事デジタル化推進室長 海外邦人安全支援室長 課長補佐（総括）・・・密輸対策企画室長 統括監視官 特別監視官 保税地域監督官・・・営繕監理官 総括税務相談官 源泉所得税事務集中処理センター室長・・・統括国税徴収官 審理官 企画調整官 主任国税管理官（統括国税管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 総括税務相談官 集中電話催告セントラル室長・・・労働条件確保改善対策室長・・・東アジア経済統合企画官 情報保全局長 情報調査室長・・・技術調査・流出対策室長・・・課長補佐（予算） 室長補佐（広報室長、化学物質安全室長、化学兵器・麻薬原料等規制対策室長、企業財務室長、情報保全局長、国際室長、大学連携推進室長、計量行政室長、地球環境対策室長、環境経済室長、環境金融室長、環境管理推進室長又はアルコール室長の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 参事官補佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）		

原子力規制委員会	長室長 放射性物質汚染廃棄物対策事業企画室長 染廃棄物対策事業推進室長 放射線環境対策室長	特殊疾病対策室長・循環型社会推進室長 浄化槽推進室長 放射性物質汚染廃棄物対策室長 課長補佐（総括） 企画調査官（人事に関する事務を担当する者に限る。）	長室長 放射性物質汚染廃棄物対策室長 課長補佐（総括） 企画調査官（人事に関する事務を担当する者に限る。）
原子力規制庁	改正後	改正前	改正前

備考
1 この表の・・・組織に関する定めにより令和七年八月三十一日において設置されていた官職を占めている職員とする。

備考
1 この表の・・・組織に関する定めにより令和七年五月三十一日において設置されていた官職を占めている職員とする。